

(第7弾) 新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金 Q&A <飲食店用>

令和3(2021)年10月6日

No.	Q	A
1	協力金の対象となる営業時間短縮等（休業を含む。以下の同じ。）を実施する期間はいつからいつまでですか。	令和3年10月1日（金）から令和3年10月14日（木）までです。
2	申請するには、要請の全期間で休業や営業時間短縮等をしている必要がありますか。	対象期間の全期間で要請に応じていただく必要があります、1日でも応じない日があった場合は協力金の対象にはなりません。
3	対象期間の初日に開店する場合は協力金の対象となりますか。	要請に応じていただければ対象になります。営業の実態を確認するため、開店日が分かる書類（開業届出書の写しやチラシ等）を提出ください。 なお、1日当たりの協力金額は下限額（2.5万円）となります。
4	もともと20時までの営業としている飲食店でも協力金の対象となりますか。	対象になりません。ただし、もともとは20時以降営業していたにも関わらず、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、要請期間前から一時的に20時より前までに営業時間を短縮している場合は対象となります。その場合、短縮した時期及び20時以降営業していたことを証明する書類を別途提出ください。（とちまる安心認証店は、No.9をご参照ください。）
5	通常20時から翌朝5時までの時間帯に営業していた飲食店が終日休業とした場合は協力金の対象となりますか。	対象となります。
6	通常5時から20時までの時間帯に営業している飲食店です。酒類を提供しているので第6弾と同様、休業を考えていますが、協力金の対象となりますか。	第7弾の協力金では支給対象外です。
7	要請期間中に定休日を含んでいますが、定休日も協力金の対象となりますか。	全期間営業時間短縮等を実施していれば対象になります。
8	酒類の提供は可能ですか。	11時から19時30分まで酒類の提供は可能です。ただし、とちまる認証を取得している店舗は、11時から20時まで酒類の提供が可能です。
9	もともと21時までの営業としているとちまる安心認証を取得した飲食店です。20時まで営業を行いますが、協力金は支給されますか。	とちまる安心認証店に対する要請は、営業時間を5時から21時までとすることです。そのため、自主的に20時に閉めた場合は、営業時間を短縮したことにならないため、協力金の支給対象とはなりません。
10	とちまる安心認証の申請をしていますが、いつから営業時間を21時までに延長することができますか。	営業時間を21時までに延長できるのは、認証を受け、認証ステッカーを掲示した店舗です。ステッカーを掲示した日から、営業時間を21時までに延長できます。 なお、営業時間短縮をお知らせする店頭表示についても、新たな営業時間に変更いただくようお願いします。

No.	Q	A
11	もともと21時までの営業としている飲食店で、全期間、営業時間の短縮等に協力しました。ただし、10月12日からとちまる安心認証ステッカーを掲示し、3日間は21時まで営業しております。協力金は支給されますか。	10月1日から10月11日まで営業時間の短縮に協力いただいているので、11日間分支給します。
12	1日当たりの協力金額はどのように算定するのですか。	<p>中小企業等の場合は、前年又は前々年の同月の1日当たりの売上高を基に算出します。</p> <p>[計算式]</p> <p>1日当たりの売上高×0.3 (下限2.5万円/日、上限7.5万円/日)</p> <p>*大企業の場合は、</p> <p>[計算式]</p> <p>1日当たりの売上高減少額×0.4 (上限20万円/日又は 1日当たりの売上高×0.3 のいずれか低い額)</p> <p>(中小企業等もこの方式で算出できます。)</p> <p>詳細は、県ホームページを御確認ください。 https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/7thkyoryokukin.html</p>
13	店舗内で飲食業以外の事業を実施している場合、売上高に計上することは可能ですか。	テイクアウトや物品販売にかかる売上高は、原則として除外して売上高を計算します。ただし、それらが飲食業に付随する少額な場合や分離できない場合は飲食業売上高に含めて計算することが可能です。
14	過去2年間、罹災やコロナの影響で売上高が減少しました。3年前の売上高は使えません。	前々年の罹災証明書等を有する事業者は、前々々年の売上高を使うことができます。なお、申請時には罹災証明書の写し等の提出をお願いします。
15	飲食店の営業許可を受けていませんが、カラオケ設備を提供しているカラオケ店です。協力金の対象となりますか。	第7弾では対象となりません。
16	飲食店の営業許可を受けてカラオケ設備を提供している飲食店です。カラオケ設備の利用はできますか。	飲食を主として業としている店舗では、カラオケ設備の利用はできません。カラオケを主として業としている店舗(カラオケボックス等)では、換気の確保や利用者の密を避けるなど感染症対策を徹底することで、カラオケ設備の利用が可能です。
17	「飲食を主として業としている店舗では、カラオケ設備の利用は行わないこと」とされていますが、カラオケ業の売上高も計上することは可能ですか。	飲食業と切り離して飲食業以外の事業を単独で行うことができない場合は飲食業の売上高として計上することができます。カラオケ業が飲食業と切り離して単独で行うことができない場合は計上できません。

No.	Q	A
18	カラオケ店に対する協力金の内訳は分かりませんか。	内閣府地方創生推進室よりの令和3年8月18日付け事務連絡において、緊急事態措置等においては、「協力金額の考え方として、賃料、販促費、水道光熱費、厨房器具、カラオケ設備のリース料といった、平均的な飲食店の固定費（人件費を除く）をカバーできる水準として、売上高（又は売上高減少額）の4割の支援としている（抜粋）」という考え方が示されています。
19	事業者が複数店舗を運営し、複数店舗で時短営業を実施した場合、店舗ごとに申請をする必要がありますか。	営業の許可を受けた店舗（自動車において調理をする営業にあつては、当該自動車）ごとに申請してください。
20	複数店舗を運営している事業者が、一部の店舗のみ時短営業要請に応じた場合、応じた店舗分の申請をすることができますか。	一部店舗のみの申請をすることも可能ですが、感染拡大防止の観点から、可能な限り全店舗における時短営業への御協力をお願いいたします。
21	同一事業者が1階と2階の店舗でそれぞれ営業許可証を取得しています。2階は休業し、1階は営業していますが、協力金の対象となりますか。	それぞれ営業許可を取得しているのであれば1階分は対象となりますが、1階と2階の店舗名が同じなど、同一の店舗とみなせる場合は時短営業に協力していないものと考え、協力金の対象とはなりません。
22	協力金の対象となる「飲食店」とはどのような店舗のことですか。	<p>栃木県内に所在する食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店営業許可を受けている店舗のうち、もともと20時から翌朝5時までの間に営業していた店舗を指します。</p> <p>ただし、下記の店舗等は営業時間短縮要請の対象とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テイクアウト専門店、イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストア、飲食の場を提供しないキッチンカー ・ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合 ・特定の法人等の社員のみ飲食を提供する場合 ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど） ・（8/8（日）追加）ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設の場合 等
23	キッチンカーは協力金の対象となりますか。	<p>イスやテーブルを自ら又はイベント主催者等が設置することで、飲食の場を提供するキッチンカー等は対象となります。ただし、20時から5時までの間、足利市、栃木市、佐野市、小山市で出店予定がなければ、支給の対象にはなりません。</p> <p>また、飲食の場を提供しないキッチンカーは宅配・テイクアウトサービスとして扱うため、営業時間短縮要請の対象とはなりません。</p>

No.	Q	A
24	20時以降に料理の提供をせず、引き続き店内に客がいる場合は、営業時間短縮要請に応じたことになり、協力金の対象となりますか。	対象にはなりません。20時には完全に店を閉めていただく必要がありますので、適切なラストオーダー時間の設定や、客への閉店時間の周知などをお願いします。また、酒類の提供は11時から19時30分までとなりますのでご注意ください。
25	時短営業要請に応じて20時までの時短営業をすることとしましたが、併せて開店時間も早めることにしました。営業時間の長さは従来と変わらない場合でも協力金の対象となりますか。（例：19時から22時⇒17時から20時など）	通常20時を超えて営業している飲食店が、全体の営業時間を早い時間にシフトするなど、営業時間の長さは変えない場合でも、20時から翌朝5時までの間に営業を行わなければ、協力金の対象となります。
26	通常20時を超えて営業している飲食店が、20時から翌朝5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみで切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか。	20時から翌朝5時の間、店内営業を行っていない場合は、テイクアウトやデリバリーを行っていても協力金の対象となります。
27	テイクアウトやデリバリーのみで切り替えて営業する場合の注意点はありますか。	店内営業を継続していると誤解されることのないよう、テイクアウト客が飲食スペースに立ち入らないように動線を分けたり、テイクアウトした商品の店内飲食を禁止する旨の案内を行うなど、店内に客がいない状態を確保するようにしてください。飲食店が物販も行っている場合も同様です。
28	惣菜・弁当などのテイクアウト専門店、コンビニエンスストアやスーパーマーケットのイートインスペース、自動販売機（自動販売機で調理を行うホットスナックなど）は協力金の対象となりますか。	時短営業要請の対象外ですので、時短営業を実施しても協力金の対象にはなりません。
29	ホテルや旅館の食堂の営業を20時までとした場合は、協力金の対象となりますか。	宿泊客以外にも飲食を提供する店舗であれば、協力金の対象となります。
30	宿泊客以外にも飲食を提供するホテルや旅館の食堂が、宿泊客以外への飲食の提供を20時までとし、20時以降は宿泊客のみを対象とした営業にした場合は、協力金の対象となりますか。	宿泊客以外にも飲食を提供する店舗が、20時以降は宿泊客のみを対象とした営業に切り替えた場合は、協力金の対象となります。ただし、20時以降に宿泊客以外に飲食を提供していないことが分かる書類（宿泊客以外に対する酒類の提供やカラオケ設備の利用等の状況も併せて明記したもの）の提出が必要です。
31	県外に本社がある企業やNPO法人等は協力金を申請できますか。	要件を満たせば申請できます。
32	大企業は協力金を申請できますか。	要件を満たせば申請できます。
33	中小企業等と大企業の違いを教えてください。	飲食業の場合、資本金又は出資の総額が5,000万円以下、常時使用する従業員の数が50人以下、サービス業の場合、資本金又は出資の総額が5,000万円以下、常時使用する従業員の数が100人以下のいずれかに該当すれば中小企業（個人事業主を含む）となります。

No.	Q	A
34	中小企業は売上高方式と売上高減額方式のどちらを選択すれば良いですか。	中小企業は、1日当たりの売上高が25万円を超え、かつ1日当たりの売上高減少額が18万7,500円を超える場合に売上高減少額方式が売上高方式に比べ有利になります。
35	市町村等、地方公共団体は協力金を申請できますか。	申請できません。
36	指定管理者は協力金を申請できますか。	指定管理者が営業許可を取得していれば申請できます。
37	店舗の営業委託を受けています。営業許可証の名義は委託元ですが、営業委託を受けている者（委託先）が協力金の申請することはできますか。	この協力金は、営業許可を受けた方に支給します。営業委託を受けている方（委託先）が申請することはできません。
38	申請するためには、「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」を行い、「取組宣言書」等を掲示する必要がありますが、店頭等に「取組宣言書」と「ステッカー」の両方を掲示しなくてははいけませんか。	原則として「取組宣言書」と「ステッカー」の両方を掲示していただきますが、「ステッカー」をダウンロードできないなどやむを得ない場合には、「取組宣言書」のみの掲示でも問題ありません。
39	「取組宣言書」、「会話する＝マスクする（カイワスルハマスクスル）」運動のチラシをパソコンからダウンロードできない場合、どこでもらうことができますか。	県庁内の県民プラザ及び県民相談室（上都賀、芳賀、下都賀、小山、塩谷、那須、南那須、安蘇及び足利）に配置していますので、御活用ください。
40	飲食店営業許可証に記載された営業者の住所と本人確認書類の住所が異なっている場合、追加の添付書類が必要となりますか。	飲食店営業許可の住所変更の届出を行っていただいた上で、許可証に裏書証明してもらったものの写しか、受付印が押された住所変更の届出の写しをお送りください。どちらも難しい場合は、運転免許証の裏面、住民票の写し、戸籍の附票など、飲食店営業許可証に記載された営業者の住所が確認できる書類をお送りください。
41	第6弾の協力金の申請をしましたが、第7弾も別に申請する必要がありますか。	第7弾も申請する必要があります。
42	第6弾の協力金の申請をしましたが、提出を省略できる書類はありますか。	第6弾の協力金を郵送で申請していて、第7弾の協力金の申請も郵送で申請する場合は、「振込先の通帳の写し」、「確定申告書類の写し」、「店舗の外観全体及び内観の写真等」の提出を省略することができます。
43	確定申告等売上を示す書類は必ず提出する必要がありますか。	1店舗当たり1日当たりの協力金額を下限額より多い金額を申請する場合のみ必要となります。

No.	Q	A
44	確定申告書類の控えに、税務署の受付印又は電子申告の受信通知がない場合はどうすればよいですか。	<p>確定申告書の控えに税務署の受付印又は電子申告の受信通知がない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2 所得金額用）」を併せて提出してください。</p> <p>なお、個人事業主（主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業主を含む）の方で、確定申告義務がない場合は、確定申告書を住民税の申告書類の控えで代替可能です。法人の方で、確定申告書が合理的な理由で提出できない場合は、確定申告書を税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能です。</p>
45	合併・法人成り・事業承継した場合、新規開店特例が適用になりますか。	<p>合併等の前後で事業の継続性が認められる場合（店舗名や所在地の変更等がない等）、合併前の売上高を基に申請が可能です。その際には、以下のような書類を提出してください。</p> <p>合併の場合：履歴事項全部証明書 法人成りの場合：履歴事項全部証明書、法人設立届出書 事業承継の場合：個人事業の開業・廃業届</p> <p>ただし、事業の継続性については、個別に判断させていただきます。事業の継続性が認められない場合には、新規開店特例が適用となります。</p>
46	今回の協力金の財源は何ですか。	本県における営業時間短縮要請に係る協力金につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」及び県の独自財源を用いて支給しております（過去の協力金も全て同様です）。
47	「栃木県地域企業応援一時金」と今回の協力金を併給することは可能ですか。	「栃木県地域企業応援一時金」は4月～5月を対象としており、今回の協力金との併給は可能です。
48	「栃木県地域企業事業継続支援金」と今回の協力金を併給することは可能ですか。	今回の協力金の支給対象となる事業者は、「栃木県地域企業事業継続支援金」の対象とはなりません。